

惣月行事記録抜書から見る近世

熊本城下の盆後踊

湯川 洋史

1 はじめに

盆後踊は近世熊本城下において旧暦7月の盆後、18・19の両日を中心に、惣町16懸中職人町を除く15懸によっておこなわれていたイベントである¹。その名称のみから判断すると、県下で現在もおこなわれる盆踊と同一のものと思われるかもしれない。だが、本稿で明らかにするように、盆後踊は歌舞伎や狂言の段物の踊りや作り物、道楽など多様な出し物で構成されていた。さらに藤崎宮、祇園社の祭礼に次ぐ熊本城下の年中行事として²、「押へ一人・太鼓二人・笛式管・鼓式挺・三味線式挺・別当・丁頭・踊子・警固共二三四拾人位」と約30～40人ほどの集団を編成して、囃手と踊り子には懸りごとに別当・丁頭が付き添い、これに警固をする者も加わって、町全体では500～600人³が参加する盛大なものであり、祇園社や藤崎宮を踊り場とし、御花畑館踊入や追廻馬場踊入のほか、奉行衆宅や別当宅へも踊入をした⁴「領主側と城下町との関係をつなぐ重要な行事」⁵だった。また、その目的も御上奉祝と町中の賑わい創出のためだったというから⁶、県下で個別におこなわれる盆踊とはその目的も形態もまったく異なるものだったと言える。

熊本城下における盆後踊については、すでに松崎範子⁷や本田秀人⁸による研究がある。松崎は近世熊本城下町における財政システムについて検討し、その中で盆後踊と

その運営資金となる踊銀について言及している。盆後踊が主題ではないものの熊本城下町では惣町、懸、丁という内部編成に対応する重層的な財政システムが形成されていたこと、盆後踊が城下町全体で活動するための惣町入用で運営されていたことを明らかにした⁹。

地子が免除されている熊本城下町経営において町人の集住と町家繁栄は重要で、領主には興隆政策が求められた。本田は、盆後踊が賑わい創出のための興隆政策のひとつであり、御上奉祝を目的とした近世熊本城下における重要な年中行事であることを指摘している。また、盆後踊の変化について踊数の変化などはあったものの惣町体制による運営は変わらずに続けられたことも明らかにしている¹⁰。

この両者の研究により、盆後踊の町行政上における位置づけや機能、運営方法が明らかとなった。一方で、松崎も本田も町運営から見た盆後踊について論述しているため、出し物としての盆後踊については等閑視されている。この点、松原武実が熊本町の盆後踊には「豪華な作り物や芝居風もあつたはずだが、具体的な内容を考察する研究は見当たらない」¹¹というように、盆後踊という出し物の内容そのものについてはこれまで検討されてこなかった。

本稿はこの松原の指摘を受け、盆後踊の出し物について考察するものである。それは盆後踊が同時期に県下でおこなわれていた通し物の定型だった可能性があると考えからである。例えば菊池の隈府町では7月1日から15日にかけておこなわれた御松囃子能に付随して、浄瑠璃や狂言、踊り、作り物などが出た¹²。こうした出し物を決める

際に、熊本城下の一大イベントである盆後踊が参考にされたのではないだろうか。この考えは現状推論の域を出ないが、そういう視点で近世期における県下の通し物について考えるためにも、まずは盆後踊の出し物を把握することが必要と考え、本稿を執筆した。

次に参照する史料について述べる。中心となる史料は松崎、本田も利用した『惣月行事記録抜書』¹³（以下、「抜書」）である。「抜書」は「貞享元年（一六八四）から弘化二年（一八四五）まで書き継がれた「熊本市惣月行事覚書帳」（現存せず）一〇六冊から市政の要用に照すべき事項を採り、年中格式はその初出を採り、改革された事項は改革の始終を記録し、また後年参考とすべき事項は旧例検索の便を図って細目をかゝげ、二五冊の抜書に抄録したもの」¹⁴で、中山清左衛門が作成した。中山が作成した大造の記録は嘉永2年（1849）町奉行所に提出されたが今日には伝わっていない。「抜書」はこの提出したものの下書である¹⁵。現在把握している限りでは、盆後踊の史料的な初出は貞享元年の「抜書」記事で、もっとも新しいものは弘化3年（1846）の「市中風俗取締り方報告書」¹⁶である。「抜書」はほぼこの期間をカバーする史料と言える。だが、上記のように「抜書」はあくまでも抜書のため、資料的な制限が当然あり、「抜書」から盆後踊の内容を十全に把握することは不可能である。この点を補うため、同時期の町側の史料である『川尻町史』所収の「盆後踊覚帳」¹⁷などを適宜参照しながら論を進めていきたいと考える。

2 盆後踊には何が出たか？

「抜書」中の盆後踊関連の記事は貞享元年から弘化2年まで、「抜書」所収年代の大半に盆後踊関連の記事が出る。その大半が盆後踊に出る踊りの数を指示するものだが、一部には盆後踊の内容について考える上で有益な記事も含まれている。

以下、それらの記事を見ながら盆後踊にどのような出し物があったかを見る。

（1）踊り

盆後踊の踊りの内容が分かる記事は、享保6年（1721）の「盆踊^マ近年段々りつぱに相成り作り物など拵え狂言等敷仕組にて費ケ間敷様子相聞、向後随分軽ク仕可申段御達有之御制度之ヶ条書等委細記有之候」¹⁸がもっとも早い。その後、寛政6年（1794）にも「段物之踊狂言」¹⁹、寛政7年（1795）には「段物之踊洋〔浄^カ〕留理之取組等堅不仕小うたおどりに仕候様」²⁰と出ている。また、天保13年（1842）にも「年々歌舞伎体之仕組」²¹と出ていることから、狂言、浄瑠璃、歌舞伎の段物踊りがおこなわれていたものと考えられる。

「盆後踊覚帳」に寛政12年（1800）の踊りの題と役割、道中役割名附控が出ている。それによると、芸題は義経越腰状で、「奉祝—御上踊、前踊—豊の秋、奴子踊、中踊—太平治世筈、跡踊—鶴亀松竹舞 千秋万歳楽」²²という構成になっている。役割に「浄瑠璃—熊本新町、太八引がたり」²³とあるから、浄瑠璃の弾き語りがついた。この浄瑠璃弾き語りを熊本新町の太八に頼んだことも分かる。また踊太夫として、「竹宮豊吉、金次郎」²⁴の名前が出る。同史料文政5年（1822）の正中島受前時の経費書上に「一銭 百七拾目 竹宮座 豊次」²⁵と出るから、踊太夫

は町内の人間ではなく竹宮座²⁶から招いていたと思われる。

寛政12年の役割には「義経一松平。静御前一新吉。錦太郎一太吉。關女一貞平。泉三郎一市三郎（十二才）後藤兵衛一松次。辨慶一源十。スルガノ次郎一仁吉（八才）。源八兵衛一亀八。べて九人」²⁷とある。市三郎、仁吉の年齢は引用文中にすでに出ているが、同年道中役割名附控に上がる踊子の項を見ると、「踊子 源十郎（六才）。仁吉（八才）。松平（九才）。太吉（十才）。亀八（八才）。貞平（十一才）。新吉（九才）。市三郎（十二才）。松次（十二才）べ九人」²⁸と子どもが踊り子を務めていたことが分かる。このことから熊本城下の盆後踊の踊り子も子どもの可能性が考えられるが、それを示すような事柄は「抜書」中からは見出すことは出来ない。

ただ、『肥後中村恕齋日録』²⁹弘化2年（1845）7月18日記事に盆後踊のことが出ており、そこに「踊り子共江ハ菓子箱壺ツ完米や町園田屋にて三匁完、他所にてハ冷水を出し申候由なれとも、幼少之者なれハ葛湯が可宜」³⁰という記述や「踊り子ハ新町ハ男一人女三人、古町ハ三人共ニ女子にて有之候由」³¹という記述があるから、踊り子が幼少の者であり、男児と女児が参加していたことが分かる。さらに、弘化3年（1846）の「市中風俗取締り方報告書」に「踊を教候芸者江者自身之子ニ能教呉候様ニと酒肴之馳走者不及申、我勝ニ過分之会積銭など遣」³²とあり、踊りを指導する芸者に対して踊り子の親がご馳走や過分な礼金を払うことを禁じている。

これらを踏まえると、川尻と同じく熊本城下の盆後踊においても、子どもが踊り子

を務めたのは确实と思われる。ただ、享保4年（1719）3月の記事には「踊男ハ布木綿、羽折ハ日野・加賀ニ限可申、女形ハ日野・加賀之類と有之候」³³と女形の記述が見えるし、先に見た「盆後踊覚帳」記載の川尻の踊り子はすべて男児と思われるので、熊本城下ではある時期より女児の参加が見られるようになったと現状では考えたい。

また、『肥後中村恕齋日録』には亭主方として下津殿家来の「狂言師太夫 儀平」³⁴の名前が見えるから、「市中風俗取締り方報告書」の内容と併せて、川尻同様に踊りを仕切る太夫の居たことが知れる。

（2）作り物

上記のような踊りのほかに作り物も出た。初出は踊りと同じく享保6年記事で「作り物など拵え」³⁵とある。その後文化13年（1816）にも「尤近年安駄ニ種々作り物いたし結構成きれを用包ミ華美にいたし不都合ニ候、向後弥以右体之儀堅停止、有合之毛氈等相用候儀ハ不苦候」³⁶との禁制が出ている。

「抜書」では、以上2つの記事しか作り物に言及したものを見ることは出来ない。また、文化13年の禁制は作り物に対してではなく、それを据え置く安駄を高価な布で飾りつけるものを禁じたものと思われる。「抜書」に出てくる記事には通常許されているものは、その性格上出難いから、盆後踊に作り物が出ることでそれ自体は問題視されていなかったとも考えられる。

上記2つの記事から言えることは以下の2つである。ひとつは盆後踊に「作り物」が出し物として出ていたこと、2つ目はこの作り物は移動する、つまりは町を練り歩く類のものであった可能性が高いということだ

ある。なぜなら文化 13 年記事では安駄に作り物が作られていたとある。安駄は板敷の駕籠のようなものであり、その上に作り物を作るということは移動することを前提にしていたものと考えられるからである。そして、禁じられている安駄への華美な飾りつけは、その安駄も風流のひとつとしての出し物であったことを示していると考えられる。

(3) 地謡

こうした作り物、段物の踊りのほかに、宝暦 12 年(1762)に「子供地謡等ニ罷出候節」³⁷、同 13 年(1763)に「地謡并踊子共」³⁸とあるから地謡が出ていたことが分かる。この地謡は子どもが演じた場合もあったようである。そのため、宝暦 3 年(1753)記事中の「鳴物及び子供駕ニ乗せ候儀ハ有物を以之儀、勝手次第」³⁹や安永 3 年(1774)の「子供・幼少之者迄ニて肩ニ乗せ廻り候」⁴⁰とあるのは、地謡もしくは踊りに参加する子どもも町を練り歩く行列に含まれていたことを示すものと考えられる。

一方で「子供地謡」と「地謡」という 2 つの表記が存在することは、子どもが出るものと大人が出るものの 2 種が存在した可能性も示しているため、現時点ではどちらか決し難い。

(4) 道楽

以上のような踊り・作り物・地謡のほかに道楽も出た。道楽は天明 3 年(1783)の記事が初出で、「当年柄ニ付、盆後踊之儀被差止被申候奉願候処、御付札を以願之通被差止段被仰候へども、先規より相止申候年柄も無之、後年之見合も如何敷、御町中為賑合、

道楽迄ヲ御免被仰付被下候様、委細願書之控有之候 御付紙 此儀可為勝手次第段被仰付候事」⁴¹とある。盆後踊を差し止めるように言われたが、これまで止めることなく続けてきたため、道楽までを許してほしいという内容である。

この道楽はどのようなものであったか。寛政 6 年(1794)に「道楽鳴物之内とら・たいこハ差止候様」⁴²とあり、銅鑼・太鼓が出ていたこと、また享和 2 年(1802)に「盆後踊ニ道楽鉦を打候儀」⁴³とあることから、鉦も出ていたことが分かる。

熊本城下の盆後踊の道楽について、その内容を「抜書」から推察するのはこれ以上難しいが、「盆後踊覚帳」の文化 10 年(1813)の記事は参考になる。この年受け前の岡町が難渋のため、正中島町が道楽のみの盆後踊を引き受けた。この道中行列の書上には、町印、踊り子、見締、若者、中老、鼓、笛、笛世話、見締、笛世話人、太鼓、太鼓世話人、惣見締、組頭、丁頭、横目、後見が出て、総人数は 98 人だったと記されている⁴⁴。また、「一町之役者八人、鉦打飛之者拾人」⁴⁵とあるから、鉦も入っていたことが分かる。

川尻町の盆後踊は城下に倣ったものだったと考えるので、城下での道楽もこれに近い形だったと思われ、「抜書」の享保 7 年(1722)には「一繁 押へ一人・太鼓二人・笛二管・鼓二挺・三味線二挺・別当・丁頭・踊子・警固共二三四拾人位」⁴⁶とあることから、道楽に銅鑼・太鼓・鉦のほか、笛と鼓が入っていたと考えても問題はないと思われる。

また、「盆後踊覚帳」を見ると、どらには「大どら」と「長どら」の 2 種があったことが知れ、嘉永 5 年(1852) 8 月の書き上げに

「長どら(ケヤキ)」、「長どら(トチ)」とあることから木製であったと分かる。更に「但とちと云ふ木雨ふりには皮ゆるむ」との記述があり、長どらには皮が張られていたことが分かる⁴⁷。ケヤキ製の長どらはそのサイズが「四尺四寸 長七尺四寸」⁴⁸もあり、当館所蔵の雨乞い大太鼓⁴⁹よりも大型のものだった。この点を踏まえると、銅鑼は胴長の太鼓だった可能性があり、盆後踊の太鼓の一部は雨乞大太鼓と同様かそれ以上に大きな太鼓だった。

以上のように道楽の曲目は不明だが、銅鑼・太鼓・鉦・鼓・笛による鳴物がおこなわれていたと思われる。一方、先述した享保7年の記事には三味線とあるが、史料からは道楽に三味線が出たことを推察させるものはない。だから道楽に三味線は含まれず、あくまでも踊りの際の楽として存在したと現時点では考える。

3 行列と出し

(1) 行列

2章で見たように、熊本城下でおこなわれた盆後踊は4つの出し物によって構成されていた。ただこうした出し物のほかに、行列における華美な衣装を着た踊り子たちや駕籠、太鼓などの諸道具の飾りつけも見世物のひとつであったようである。

すでに見た文化13年の記事には安駄を飾りつけることを禁じる以外に、「うちわに種々物数寄いたしおきあけ之細工等相用失費之事ニ候、以来弥以紙張之外切れ類等相用候儀一切難叶候」⁵⁰とある。これにより踊り子たちが置き上げ細工などをした物数寄な団扇を持っていたことが分かる。ここでいう「おきあけ之細工」は、同記事中で、紙

を張ること、布を用いることを禁じているから、紙や布、綿などを用いた押絵細工だったと思われる。また、同年の記事に「踊仕出候家々にては是迄当日の前夕駕飾と唱へ衣裳其外の手道具等花美の品々飾置候由無謂事に付然と相止可申事」⁵¹と出ているから、華美な衣装だけでなく手回りの品や駕籠をはじめ、太鼓や鉦などに人目を惹く飾りつけをし、行列に参加していたことが知れるのである。

鉦・太鼓は、「市中風俗取締り方報告書」に「鉦・太鼓者胴撥共蠟色塗ニ金銀を以蒔絵等仕、皮茂同様金銀之蒔絵等甚々華美を尽候拵茂有之候」⁵²とあり、金銀蒔絵が施された豪華なものだったことが分かる。この太鼓はすでに見たように大型の長胴太鼓もあったと考えられるから、かなり見栄えのするものだったはずである。

同史料には「踊仕出之前晩歟ニ駕飾・鉦飾と唱申候而、踊子之宅々江当日相用候衣類、諸道具・駕籠等を奇麗ニ飾立、鉦・太鼓者町々所持之分を町毎ニ飾置候付而ハ、見物人群を成候」⁵³とあり、盆後踊前夜から踊り子の衣服、諸道具、駕籠、鉦・太鼓などを踊り子の家々の前で披露し、見物人が殺到したことが分かる。こうした人の目を惹く趣向は、当然盆後踊当日も注目されたものと考えられ、行列はほかの出し物と同様に見物のひとつだったと言えるだろう。

(2) 出し

以上のような出し物以外に、不確定ながら「出し」が出ていた可能性がある。そう思わせる記事が2つある。それは、正徳2年(1712)の「七月盆踊御町中催合一踊仕出申候 但、出しの銘惣町中といたし候、委細記

有之候」⁵⁴という記事と宝暦13年7月16日の「一、出し持も、引致着候事」⁵⁵と出し持ちの服装について記した記事である。この「出し」がどのようなものであるか、現状では確定しがたい。だが、以下3つの可能性があると考ええる。

ひとつは踊り屋台である。盆後踊には段物の踊りが出ていることから、それを演じる場としての屋台を想定している。だが、これを決定づけるような史料はない。2つ目は作り物を据えて移動するための屋台である。出し持ちとあるから、輿のようなもので移動させたのかと思われる。先に述べた安駄以前の形として、そのようなものがあり、「出し」と呼んだのではないかと考えるが、これも史料的な裏付けはない。3つ目は町印である。町印については「盆後踊覚帳」の中に出てくる⁵⁶。これを「出し」と呼んだのではないかと考える。町印については「抜書」の中には見られないが、町ごとに出したのであれば、どの町の出し物かを示すための町印はあったものと考えられるため、この説が最も穏当かと考える。

熊本城下のものではないが、町側の記録である「盆後踊覚帳」の道中役割附に「出し」が出ていないことから、踊屋台、作り物屋台の線は薄いと考えている。もし出ているならば、その役が出てこないことはないと思われるからである。

また、文化13年記事には「踊〔路〕楽一門衆・御家老衆門前通候節、前廉ニ屋敷え答やしきやしき手前より行規ニ楽をいたし通り可申候事」⁵⁷と「踊子ハ路楽之跡歟前え混雑不致様ニ通し候様踊子見可申との事候ハバ、駕よりおろし物見下タニ行規ニ並せ、尤床机ハいた用意可然候」⁵⁸とあり、一門衆・

御家老衆の門前近くになれば楽を奏して行列の来たことを知らせ、踊りを見ると言われれば駕籠から降りて披露すること、その際の椅子や机は町側で用意しておくこととある。

このことから踊り子の移動はあくまで駕籠で、踊りを見たいと言われれば即席でその場を用意していたことが分かる。踊り屋台があるならば、踊り子はその上に乗り移動してもよいし、曳き入れるなど屋台を想像させるような文言があってもよさそうなものである。

また、正徳6年(1716)の「盆踊ならし場」⁵⁹や宝暦3年(1753)の「古町中ハ祇園社其外ハ藤崎ニて踊可申候」⁶⁰というように踊りの場が用意されていることも屋台のなかったことを想像させる。さらに「盆後踊覚帳」に小屋掛入目造用銭として、288匁2厘⁶¹と出ているから、移動舞台ではなく仮舞台を作っていたことが知れる。また、「抜書」元文4年(1739)に「一、此時分盆踊御奉行衆宅ニて踊り申候ニ付、御町中割賦ニて置座八脚、簾四間、幕拾四張・薄縁百枚、右御両所ニ差出候」⁶²とあり、奉行衆宅などの踊り場以外での踊り披露に際しては薄縁等を敷き簡易の場を設けて披露したことが想像される。

4 おわりに

ここまで粗々ではあるが、「抜書」中の記事などを参考に、熊本城下の盆後踊の出し物について見た。それをまとめると次のようになる。

近世熊本城下の盆後踊の出し物は、歌舞伎や狂言といった段物の踊り、作り物、地謡、道楽で構成されている。この出し物は行

列を組み、町を練り歩いた。そして、その行列は踊り子の装いをはじめ駕籠などの諸道具、太鼓、鉦といった鳴物に至るまで華美な飾りつけをし、人目を惹く出し物としての性格も有していた。

本稿の冒頭で示したように、これまで明らかにされていなかった盆後踊の出し物についてある程度明らかにできたことで、本稿の目的は達しえたと思う。だが、一方でいくつかの課題を残している。最後にその課題のいくつかに触れて、本稿を終わりたいと考える。

まず、本稿のはじめに、で触れた県内通し物の定型としての盆後踊についてである。隈府の通し物や高森の風鎮祭など、県内に見られる通し物の定型として盆後踊が存在したのではないかという仮説に対する回答を本稿で考えることは出来なかった。次に掲げる「出し」の問題とともに、今後考えていくべき課題としたい。

次に「出し」についてである。本稿では踊り屋台、作り物屋台、町印という3つの案を出し、現時点では町印がもっとも穏当だろうと述べた。だが、同時代の隈府のことを書き記した「嶋屋日記」⁶³を見ると、盆に通し物が出て、そこに狂言などを披露する踊り山が出ていることが確認できる⁶⁴。そのため、この「出し」の問題は今後も考えていくべき課題のひとつと思われる。

また、明治になってはじまる熊本招魂祭と盆後踊に連続性を見る向きがある⁶⁵。形としてはどちらも御上主催のイベントとして見ることも出来るが、内容に注目して見るとそこには違いがある。招魂祭は慰霊を基

本とするが、盆後踊には慰霊という観念は見られない。こうした基本とする観念の違いは、そこに出る出し物の違いからとも言えると思うが、これについてはまた別に稿を改めたいと考える。

「市中風俗取締り方報告書」を見ると、踊り子の家では身代が傾くほどの費用がかかったことや、踊りの練習を3か月も前から始めるなど、盆後踊への城下の人々の力の入れようを知ることが出来る⁶⁶。だが、明治以後、旧熊本城下では盆後踊についての情報が途絶え、継続されたのかどうかも分からなくなる。近世熊本城下の一大年中行事だったはずの盆後踊が突如行方不明になるのはなぜか。そこに盆後踊の性格が最も顕著に表れているのではないかと思うが、現状それを知るのは中々難しい状況にある。併せて、旧城下における盆踊の伝承についても確認できず、これと盆後踊の関係についても考える必要がありそうである。

ほかにも課題は浮かぶが、それを少しずつでも改善できるよう調査・研究にまい進したい。

《謝辞》

本稿執筆にあたって熊本大学名誉教授安田宗生先生にご指導いただき、貴重なご意見を賜った。末筆ではあるが、記して感謝申し上げます。

参考文献

安田宗生編著『熊本の俄とつくり物 - 明治・大正期新聞記事 -』 龍田民俗学会 2009

¹ 本田秀人 a 「第四章 奉祝盆後踊と鉦株」『近世都市熊本の社会』2010 pp.130-131

² 本田 a p.128

³ 松崎範子 a 「近世城下の財政システムと町人」

- 『熊本大学社会文化研究』7 2009 p.182
- ⁴ 本田 a pp.130-131
- ⁵ 松崎 a p.182
- ⁶ 本田 a pp.127-128
- ⁷ 松崎 a pp.181-196
松崎範子 b「第八章 財政システムと住民負担」『近世城下町の運営と町人』2012pp.259-296
- ⁸ 本田 a pp.125-156
本田秀人 b「第四章 民間社会の張合風俗」『近世都市熊本の法と社会』2016 pp.233-261
- ⁹ 松崎 a pp.181-196
- ¹⁰ 本田 a pp.125-156
- ¹¹ 松原武実「第三章 植柳の盆踊り」『植柳の盆踊り』八代市伝統文化活性化協議会 2018 p.96
- ¹² 「第5節 庶民の生活」『菊池市史 下巻』1986 pp.180-181
- ¹³ 『熊本藩町政史料』1~3巻 細川藩政史研究会 本稿に引用する際、異体字・旧字はすべて新字に改めて引用した。
- ¹⁴ 『熊本藩町政史料』1 p.3
- ¹⁵ 『熊本藩町政史料』1 p.15
- ¹⁶ 新熊本市史編纂委員会編『新熊本市史 史料編 第四巻 近世Ⅱ』1996 pp.350-351
- ¹⁷ 川尻町役場「第四章 川尻の盆後踊」『川尻町史』1935 pp.580-613
本稿に引用する際、異体字・旧字はすべて新字に改めて引用した。
- ¹⁸ 『熊本藩町政史料』1 p.29
- ¹⁹ 『熊本藩町政史料』2 p.60
- ²⁰ 『熊本藩町政史料』2 p.81 引用部〔 〕内は執筆者による。
- ²¹ 同掲書 3 p.390
- ²² 『川尻町史』p.587
- ²³ 同掲書 p.586
- ²⁴ 同掲書 p.586
- ²⁵ 同掲書 p.591
- ²⁶ 竹宮座については詳細不明だが、『新熊本市史 史料編 第五巻 近世Ⅲ』掲載の「七五八 竹宮座若者共芸者札の願」がある。それを見る限り、田迎手永竹宮村に本抛を持つ座だったようである。
- ²⁷ 『川尻町史』p.586
- ²⁸ 『川尻町史』p.587
- ²⁹ 中村恕斎『肥後中村恕斎日録』1 熊本出版文化会館 2002
- ³⁰ 同掲書 p.38
- ³¹ 同掲書 p.38
- ³² 『新熊本市史 史料編 第四巻 近世Ⅱ』1996 p.350
- ³³ 『熊本藩町政史料』1 p.27
- ³⁴ 中村恕斎『肥後中村恕斎日録』1 熊本出版文化会館 2002 p.38
- ³⁵ 『熊本藩町政史料』1 p.29
- ³⁶ 『熊本藩町政史料』2 p.473
- ³⁷ 『熊本藩町政史料』1 p.246
- ³⁸ 『熊本藩町政史料』1 p.256
- ³⁹ 『熊本藩町政史料』1 p.122
- ⁴⁰ 『熊本藩町政史料』1 p.353
- ⁴¹ 『熊本藩町政史料』1 p.425
- ⁴² 『熊本藩町政史料』2 p.60
- ⁴³ 『熊本藩町政史料』2 p.198
- ⁴⁴ 『川尻町史』p.592
- ⁴⁵ 『川尻町史』p.603
- ⁴⁶ 『熊本藩町政史料』1 p.31
- ⁴⁷ 『川尻町史』p.595
- ⁴⁸ 『川尻町史』p.595
- ⁴⁹ 福西大輔・坂田美智子「池田町長迫の雨乞い太鼓と日覆い」『熊本博物館報』26 2014 pp.202-206 に、法量は面径108cm、胴回り412cm、胴長168cmとある。本稿で触れた川尻の太鼓はこれよりも大きい。
- ⁵⁰ 『熊本藩町政史料』2 p.473
- ⁵¹ 『熊本藩町政史料』2 p.473
- ⁵² 『新熊本市史 史料編 第四巻 近世Ⅱ』1996 p.351
- ⁵³ 『新熊本市史 史料編 第四巻 近世Ⅱ』1996 p.351
- ⁵⁴ 『熊本藩町政史料』1 p.15
- ⁵⁵ 『熊本藩町政史料』1 p.256
- ⁵⁶ 『川尻町史』p.592
- ⁵⁷ 『熊本藩町政史料』2 p.475
- ⁵⁸ 『熊本藩町政史料』2 p.475
- ⁵⁹ 『熊本藩町政史料』1 p.22
- ⁶⁰ 『熊本藩町政史料』1 p.122
- ⁶¹ 『川尻町史』p.588
- ⁶² 『熊本藩町政史料』1 p.60
- ⁶³ 花岡興輝編輯・校訂『嶋屋日記』菊池市史編纂委員会 1987
- ⁶⁴ 『嶋屋日記』P.231 ほか
- ⁶⁵ 松尾正一「盆後踊」と「殿様祭」藩と町民、にぎわい創出『肥後にわか〜笑いの来た道〜』熊本日日新聞社 2021 pp.90-95
- ⁶⁶ 『新熊本市史 史料編 第四巻 近世Ⅱ』1996 pp.350-351